

朝霞市条例第13号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成12年朝霞市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項から6の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の7の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。